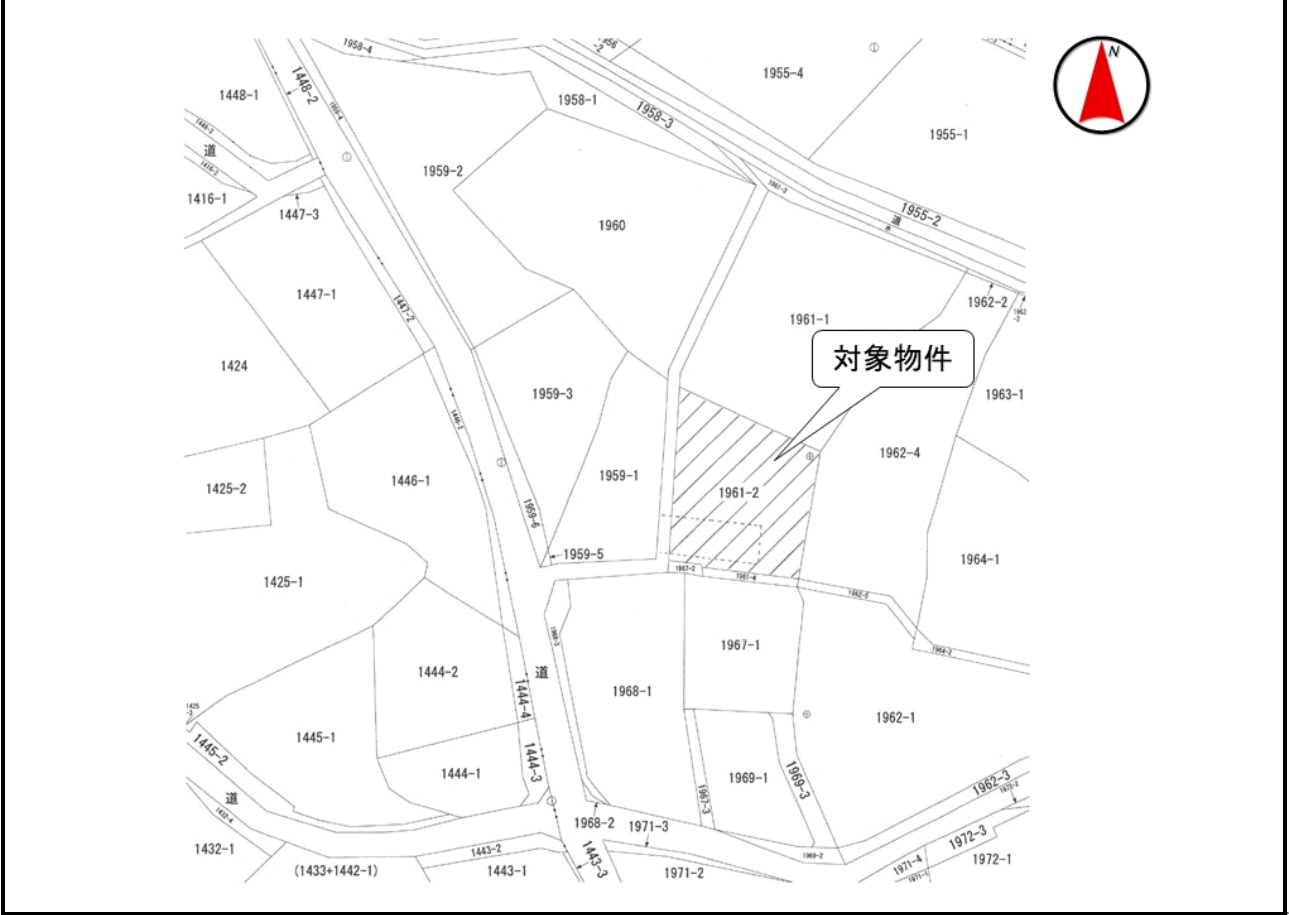


売却区分番号	1956 - 1		
見積価額	¥440,000	公売保証金	要しない
財産の表示	1 所在 群馬県高崎市高浜町字茅井 地番 1961番2 地目 畑 地積 460平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	区域区分が定められていない都市計画区域 用途地域の指定なし 建ぺい率 70% 容積率 200% 宅地造成等工事規制区域 高崎市景観条例 農業振興地域 農用地区域外		
接道状況	西側 公図幅約1.8メートル 当該西側道路は、現況存在しません。		
地盤・地勢	ほぼ平坦		
使用状況等	物件所有者の構築物が設置されています。 北側中央部付近に墓跡があります。 雑草が生えており、対象物件内に進入することが困難な状況です。		
特記事項	1 埋蔵文化財包蔵地（H088A遺跡）に指定されています。 2 登記簿上の地目は農地ですが、現況は非農地です。 買受適格証明書の提出は不要です。 次のとおり転用許可がされています。 許可条項 農地法5条 許可年月日 平成7年1月20日 転用目的 露天資材置場		
住居表示等	群馬県高崎市高浜町1961番2		
最寄駅等	JR（東日本） 信越本線 群馬八幡駅 北西方約4.6キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。		

売却区分番号	1 9 5 6 - 1
--------	-------------

売却区分番号	1 9 5 6 - 1
--------	-------------



売却区分番号

1 9 5 6 - 1

